

遺言執行者さまがお手続される場合

必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。
そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。
「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。
書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	法定相続情報一覧図の写し（原本） （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠️ 作成日より1年以内のもの または、 お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本） 「お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。 ⚠️ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局 戸籍謄本：市区町村役場
2	遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本） ⚠️ 発行日より6か月以内のもの	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
3	遺言執行者さまの実印	<input type="checkbox"/>	お客さま
4	遺言書または遺言書情報証明書（いずれも原本） 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本の原本をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
	検認済証明書（原本） 自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書謄本（原本） 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は、家庭裁判所での選任後に、ご準備ください。	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
5	相続に関する依頼書（当行所定の書類） 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項をご記入ください。	<input type="checkbox"/>	相続オフィスまたは 当行本支店窓口
6	お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等 お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵等をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
7	印鑑届（当行所定の書類） 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入された「印鑑届」をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	当行本支店窓口

※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。